



丹波地域ボランティア特定外来生物監視員の募集について

丹波県民局では、丹波地域における生物多様性の保全の推進にあたり、県民局長から委嘱する「ボランティア特定外来生物監視員」制度を創設します。

ボランティア特定外来生物監視員制度は、地域住民の活動を支援するとともに、地域住民、関係団体と行政が一体となった特定外来生物防除活動、特定外来生物による被害拡大防止や早期発見を行うことで生物多様性の保全を推進します。

既存のボランティア不法投棄監視員制度と組み合わせることで、美しく、自然豊かな丹波地域を守り、SDGsの推進、ネイチャーポジティブの早期実現を目指します。

記

- 1 応募資格 丹波県民局が実施する特定外来生物の防除に関する施策を理解し、以下のいずれかを満たす方
①丹波篠山市内・丹波市内に居住する満18歳以上の方
②勤務先や学校が上記市内の満18歳以上の方
- 2 応募方法 別紙応募申請書に必要事項を記入のうえ、丹波県民局県民躍動室環境課へご提出ください。
- 3 募集人数 30名（先着順）
- 4 応募期間 令和7年9月11日（木）～令和7年9月25日（木）
- 5 活動期間 委嘱状交付の日から令和8年9月末まで
- 6 活動内容 ①ご都合のよい時間に、自宅周辺や通勤路など活動できる範囲で監視パトロールを行っていただき、特定外来生物を発見した場合は、丹波県民局県民躍動室環境課へ報告していただきます。
②ボランティア活動のため、県からの報酬、旅費支給はありません。
③専用の資材（ベストと帽子の予定）を配布いたしますので、可能な範囲でこれを活用していただき、特定外来生物対策の広報に努めていただきます。
※監視員の任務は特定外来生物に関する情報提供であり、私有地等への無断立入を認めるものではありません。
※対象とする特定外来生物については、丹波県民局が指定し、随時監視員に通知いたします。

発表者名 （担当者名）		連絡先電話番号
副局長 （室長補佐兼環境課長）	上田 真也 石倉 洋介	0795-73-3877